

見直しましょう 家電4品目の処分方法

次の家電4品目を正しく処分することができていますか。無許可の回収業者に依頼すると、不法投棄や不適正処理をされたり、高額な処理料金を請求されたりすることがあります。次の手順に沿って、正しく処分するようにしましょう。

●家電4品目とは

- ▼エアコン
- ▼テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)
- ▼冷蔵庫・冷凍庫・保冷庫・冷温庫
- ▼洗濯機・衣類乾燥機



●処分方法

次の①～③のいずれかの方法で処分してください。

①家電小売店に依頼

直接、小売店と費用や引き取りの相談をしてください。

②一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼

町が許可している業者に依頼し、費用を支払って引き渡してください。費用は業者にお問い合わせください。

町が許可している業者は、

町ホームページや町民課で確認することができます。

③指定引取場所に持ち込み

次の①～③の手順で持ち込んでください。

①郵便局で「家電リサイクル券」を購入する

郵便局にある「家電リサイクル券」に、廃棄する家電のメーカー名など必要事項を記入してください。

②リサイクル料金の振り込み郵便局かゆうちょ銀行で料金を振り込んでください。家電の型式や容量により料金も異なります。料金は郵便局のほか、家電リサイクルセンターのホームページ (<http://www.rkc.aeha.or.jp/text/p-index.html>) で確認できます。

③指定引取場所に持ち込み廃棄する家電の向かって右側上部(液晶式、プラズマ式テレビは背面左上部)にリサイクル券を貼り、次のいずれかの指定引取場所に持ち込んでください。

▼金城産業

松山市北吉田町349番地1

☎972-3303

▼四国西濃運輸(松山支店)

東温市上村甲980番地

☎990-1313

問 町民課生活環境係

☎985-4117

活用しよう 不用品リユースコーナー

埋立ごみや粗大ごみには、傷や汚れがあるけれど、手入れすれば使える物や包装されたままで捨てられている衣類、贈答品や文具などがあります。

このような使用可能な不用品をごみとするのではなく、必要な人がリユース(再使用)できるようにするため、「不用品リユースコーナー」を設置しています。このコーナーを活用し、ごみを出さない・増やさない循環型社会をつくりましょう。

▶時間 8時30分～17時15分 ※①・②・③を除く

▶場所 役場1階ロビー ▶利用料 無料

▶受け取り可能な品物 多少の傷はあるが清潔で使用可能な家具類、少し着ただけで着なくなった衣類、清潔で状態の良いベビー用品、贈答品、読まなくなった本など
※飲食物、法令にふれるもの、危険物などは受け取れません。詳しくはお問い合わせください。

▶利用方法 次の手順で利用するようになります。保管状況などの都合で不用品の提供をお断りすることもあります。また、品物は各自で搬出・運搬してもらうようになりますので、ご了承ください。

品物を再使用する



●手順1 展示コーナーで、希望の品物を確認。備え付けの申請書を記入し、町民課に提出します(抽選の場合があります)。

●手順2 受領承諾書を提出し、役場で受け取り完了。

問 町民課生活環境係 ☎985-4117

品物を提供する



●手順1 事前相談した後、申請書に受け取ってほしい品物を記入して町民課に提出。後日、指定された日に品物を持ち込みます。

●手順2 コーナーに展示されます。